

上越市小型除雪機購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、冬期間の道路交通及び安全で安心な市民生活を確保するため、小型除雪機を整備する団体に対し、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる団体は、市道又は市長が必要と認める私道の除雪を行う団体のうち、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 5戸以上で共同して除雪を行う団体
- (2) その他市長が必要と認める団体

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、新品の小型除雪機（13馬力以上の性能を有するものに限る。）の購入に要する費用とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、前条に規定する費用に10分の4を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、1台につき80万円を限度とする。

(交付申請書の添付書類)

第5条 規則第2条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 見積書
- (2) カタログ
- (3) 除雪実施箇所位置図
- (4) 団体の構成員名簿

(実績報告書の添付書類)

第6条 規則第8条第1項の必要な書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 購入した小型除雪機の写真
- (2) 領収書の写し

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成24年7月1日から実施する。

(適用区分)

2 改正後の第2条の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。